

大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月28日条例第25号）

最終改正:令和6年9月19日条例第9号

改正内容:令和6年9月19日条例第9号 [令和6年10月1日]

○大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月28日条例第25号

改正

平成28年4月1日条例第2号
平成28年4月1日条例第3号
平成28年4月1日条例第4号
平成29年3月30日条例第38号
平成29年9月21日条例第6号
令和元年9月24日条例第12号
令和3年6月30日条例第2号
令和5年9月21日条例第7号
令和6年7月5日条例第1号
令和6年9月19日条例第9号

大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が次項の規定により同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表事務の欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2機関の欄に掲げる機関は、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則、その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(補則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則(平成28年4月1日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第4項及び付則第6項の規定は、平成28年5月1日から施行する。

(施行日前における子ども医療費の受給資格の認定を行う場合の個人番号及び特定個人情報の利用)

6 市長は、付則第4項の規定により同項に規定する認定を行う場合においては、施行日前においても、前項の規定による改正後の大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び第2項の規定により、個人番号及び同条例別表第2の1の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

付 則(平成28年4月1日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

付 則(平成28年4月1日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項及び付則第5項の規定は、平成28年5月1日から施行する。

(施行日前における重度障害者医療費の受給資格の認定を行う場合の個人番号及び特定個人情報の利用)

5 市長は、付則第3項の規定により同項に規定する認定を行う場合においては、施行日前においても、前項の規定による改正後の大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び第2項の規定により、個人番号及び同条例別表第2の3の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

付 則(平成29年3月30日条例第38号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年5月30日)から施行する。

付 則(平成29年9月21日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年9月24日条例第12号)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第2条の規定により同法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の5の規定による同条第1項の認定の手続を行う場合においては、施行日前においても、改正後の大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項及び第2項の規定により、個人番号及び改正後の条例別表第2の34の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

付 則(令和3年6月30日条例第2号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

付 則(令和5年9月21日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和6年7月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和6年9月19日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の27の項の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

項	機関	事務
1	市長	大牟田市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第24号)による子ども医療費(以下「子ども医療費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第6号)によるひとり親家庭等医療費(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第25号)による重度障害者医療費(以下「重度障害者医療費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3の2	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じる措置(以下「生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施等に準じる措置」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
4	教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助(以下「就学援助」という。)に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

項	機関	事務	特定個人情報
1	市長	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、ひとり親家庭等医療費の支給に関する情報、重度障害者医療費の支給に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に準じる措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2	市長	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅関係情報」という。)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報(以下「改良住宅関係情報」という。)、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費の支給に関する情報、重度障害者医療費の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3	市長	重度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費の支給に関する情報、ひとり親家庭等医療費の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3の2	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施等に準じる措置に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅関係情報、年金給付関係情報、改良住宅関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報

			報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業(以下「健康増進事業」という。)の実施に関する情報であって規則で定めるもの
4	市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8	市長	児童福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9	市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設に	児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係

		おける保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10	市長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11	市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による給付の支給に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報、公営住宅関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、未帰還者留守家族等援護法(昭和28年法律第161号)による留守家族手当等の支給に関する情報、改良住宅関係情報、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する情報、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)による援護に関する情報、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する情報、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する情報、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する情報、健康増進事業の実施に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13	市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、年金給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14	市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

15	市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、子ども医療費の支給に関する情報、ひとり親家庭等医療費の支給に関する情報、重度障害者医療費の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16	市長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17	市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
18	市長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
19	市長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅関係情報、年金給付関係情報、改良住宅関係情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20	市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害者に関する情報、地方税関係情報、公営住宅関係情報、改良住宅関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
21	市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
23	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの

24	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
25	市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法による保育に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、障害者自立支援給付関係情報、子ども医療費の支給に関する情報、ひとり親家庭等医療費の支給に関する情報、重度障害者医療費の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
26	市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27	市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、年金給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
28	市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
29	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による給付の支給に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報、公営住宅関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、未帰還者留守家族等援護法による留守家族手当等の支給に関する情報、改良住宅関係情報、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する情報、戦傷病者特別援護法による援護に関する情報、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する情報、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する情報、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する情報、健康増進事業の実施に関する情報又は外国

			人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
30	市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、身体障害者福祉法にいう身体障害者に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅関係情報、改良住宅関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による支援に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
31	市長	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
32	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費(次項において「自立支援医療費等」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費の支給に関する情報、ひとり親家庭等医療費の支給に関する情報、重度障害者医療費の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
33	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(自立支援医療費等を除く。)の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
34	市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

項	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2	市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2の2	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の決定及び実施等に準じる措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4	教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの